特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１１号
新潟市西蒲区岩室温泉581番地
清算株式会社　株式会社綿屋
代表清算人　石崎　　健
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
⑴　協定の対象となる債権
ア　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日(以下「開始決定日」という。)の前日までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。)とし、同債権を有する者を「債権者」という。
イ　弁済の場所及び端数の処理
㋐　本協定に基づく弁済は、債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は債権者の負担とする。
㋑　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
ウ　債権の合算
本協定による弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
⑵　議決権額
本協定案の決議において議決権額として取り扱う債権額は、開始決定日の前日を基準日として、同日時点における債権額から損害金を控除した額とする。
2　担保権付債権
⑴　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、担保権が設定された特別清算債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
⑵　残余債権の弁済
担保権付債権について、担保権によって弁済されない残額（以下「不足額」という。）は、一般債権の例によって弁済する。
3　一般債権
⑴　定義
ア　本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しないものをいう。
イ　一般債権の額に、損害金は含まないものとする。
⑵　一般債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者の特別清算債権について以下の例によりその配当額を、本協定の認可の決定が確定した日から50日以内に弁済する。
ア　５万円以下の債権
全額
イ　５万円を超え100万円以下の債権
５万円及び５万円を超える額の１パーセント
ウ　100万円を超え1000万円以下の債権
６万円及び６万円を超える額の0.01パーセント
エ　1000万円を超え１億円以下の債権
８万円及び８万円を超える額の0.01パーセント
オ　１億円を超える債権
10万円及び10万円を超える額の0.001パーセント
⑶　追加弁済
ア　前記⑵の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、開始決定日における特別清算債権の額の割合に応じて弁済する。
イ　各協定債権者は、４の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で、効力を失うものとする。
4　債務免除等
各債権者は、３の⑵及び⑶の規定による弁済を受けたときに、清算株式会社に対し、開始決定日における特別清算債権の額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２３年（ヒ）第１０１号
和歌山市中筋日延255番地の１
清算株式会社　株式会社コンストラクション和歌山
代表清算人　藤井　敏秀
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1⑴　清算会社は、本協定認可決定確定後２週間以内に、各協定債権者に対し、各協定債権元本額のうち1.8%の金員を支払う。
⑵　清算会社は、前記⑴の支払い日の２週間前までに換価し回収して得た金員から、前記⑴の計算に基づく弁済金額、公租公課及び特別清算手続に必要な費用等を控除し、なお残額があるときは、その残額を前記⑴の支払いと同時に、各協定債権者に対し、各協定債権元本額の割合に応じて按分して支払う。
2　清算会社の連帯保証人藤井敏秀は、本協定認可決定確定後２週間以内に各協定債権者に対し、各協定債権元本額のうち17.2%の金員を支払う。
3　各協定債権者は、前各項の規定による弁済を受けたときは、清算会社及び連帯保証人藤井敏秀に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額の割合に応じて按分して支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行なった清算会社に対する残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
5　公租公課及び特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
6　本協定による各協定債権者への弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行ない、振込手数料は各協定債権者の負担とする。なお割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
以上
和歌山地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第４４号
神奈川県横浜市中区西竹之丸85番地１　横浜山手パークホームズ214号室
再生債務者　高橋　唯仁
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区西新橋２丁目６番２号友泉西新橋ビル２階　富士法律事務所　弁護士　村上　　誠
平成24年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号
京都市左京区北白川西町82番地７　リーガル京都北白川501
再生債務者　伊藤　将史
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85―１　烏丸ビル３階　弁護士法人古家野法律事務所　弁護士　古家野泰成
平成24年３月７日
京都地方裁判所第５民事部

監督命令取消

平成２３年（再）第１号
岩手県奥州市前沢区古城字千刈田181番地
再生債務者　飯坂建設株式会社
主文　平成23年６月９日にした監督命令を取り消す。
平成24年３月７日
盛岡地方裁判所第２民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第３８号
東京都中野区中央１―35―６、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神宮前２丁目25番４号
再生債務者　株式会社ザックコーポレーション
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年５月９日から平成24年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３９号
東京都練馬区関町東１丁目６番10号　ラベルリーマンション203
再生債務者　**唐**澤　成人
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年４月18日から平成24年４月25日まで
東京地方裁判所民事第20部